

令和7年秋の全国交通安全運動鹿児島県実施要綱

第1 運動の目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 実施期間

- 1 運動期間 令和7年9月21日（日）～9月30日（火）までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 令和7年9月30日（火）

第3 スローガン

「秋空に ルールとマナーで ^{かごしまじ}鹿児島路」

第4 運動の重点

1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

【趣旨】

令和6年中における交通事故死者数全体のうち、自動車乗車中に次いで歩行中の割合が高く、特に夜間における歩行中の交通事故による死者数が多くなっているほか、夜間歩行中の死傷者全体の約94.9パーセントが夜光反射材を着用していない状況であった。

また、歩行者側にも走行車両の直前・直後横断や横断歩道外横断、信号無視等の法令違反が認められるため、歩行者に対し、安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進、歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図る必要がある。

さらに、次代を担うこどものかけがえのない命を、社会全体で交通事故から守ることは重要であるにもかかわらず、幼児（未就園児・就園児）・児童（小学生）が関連する交通事故の死者・重傷者の割合の中では、歩行中及び自転車乗用中が約6割を占め、特に、歩行中児童の死者・重傷者は登下校中の割合が全体の約半数を占めるなど、依然として通学路を始めとする道路においてこどもが危険にさらされている状況にある。

また、歩行中の交通事故による死者数のうち65歳以上の高齢者の占める割合が高いことにも留意が必要である。

2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

【趣旨】

近年、スマートフォン等を使用しながら自動車を走行させる「ながらスマホ」が要因となった交通事故や、飲酒運転等の悪質・危険な運転による交通事故が後を絶たない。

また、例年、日の入り時刻が急激に早まる秋口以降は、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発しているほか、死亡事故の第1当事者の多くは自動車の運転者で、歩行中の死亡事故の多くが道路横断中に発生している。

このため、自動車等の運転者に対して、ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進を図る必要がある。

なお、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であり、チャイルドシート使用率は、年齢が上がるにつれて低下する傾向にあることにも留意が必要である。

3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

【趣旨】

令和6年中における自転車乗用中の交通事故死傷者数は、10歳代の若年層の割合が顕著に高く、一般的に自転車乗用中における乗車用ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高くなる傾向にある。

また、自転車乗用中の死傷事故では、自転車側の多くに法令違反が認められる。

さらに、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号。以下「改正道路交通法」という。）により、自転車運転者のながらスマホの禁止や酒気帯び運転に対する罰則が創設され、令和6年11月1日から施行されたほか、令和8年4月1日からは、自転車について交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入される。

そのほか、特定小型原動機付自転車に関しては、16歳未満の運転禁止や車道通行の原則など、利用者には交通ルールを理解した上で安全に利用することが求められており、乗車用ヘルメットの着用についても努力義務が課されている。

このため、自転車・特定小型原動機付自転車の利用者を始め、広く国民に対し、自転車の通行場所を始めとする交通ルールについて分かりやすく周知し、その理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用を促していくことが必要である。

第5 各重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進～「プラス1(ワン)運動」の展開～

本年6月末現在、交通事故死者22人（前年比－4人）中、歩行中の交通事故死者は7人（前年比－3人）で約3割を占めており、そのうち、夜間歩行中の交通事故死者は4人（前年比－2人）で、全員が夜光反射材非着用であった。

また、歩行中の交通死亡事故死者のうち、半数以上の歩行者に信号無視や通行区分等の法令違反が認められることから、全ての歩行者を対象とした反射材用品等の着用促進や交通ルール遵守の徹底等を強力に推進する必要がある。

(1) 歩行者の交通ルールを理解・遵守の徹底

ア 歩行者側にも走行車両の直前直後横断や横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、夜間の路上横臥など、歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図る取組の推進

イ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進

ウ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進

エ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童への教育を促す取組の推進

オ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の

鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

(2) 歩行者の交通事故防止対策

- ア 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視覚効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- イ 通学路、未就学児童を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動の推進
- ウ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- オ 通行の妨げとなる不法占拠物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進
- カ プラス1（ワン）運動の展開
 - ・横断時の確認をプラス1（道路中央付近でもう一度左を確認）
 - ・夜光反射材をプラス1
 - ・明るい服装をプラス1

2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
～「3（サン）ライト運動」、「飲酒運転8（やっ）せん運動」、「全席ベルト着用『します・させます運動』」の展開～

本年6月末現在、夜間の交通事故が260件（前年比－69件）発生し、死者が8人（前年比－2人）、負傷者が280人（前年比－73人）と減少傾向にあるものの、秋口から冬季にかけては、日の入り時間が急激に早まり、夕暮れ時以降に死亡・重傷等の交通事故が多発する傾向にあることから、夜間の交通事故防止対策を強化する必要がある。

また、死亡事故やひき逃げ等に発展するおそれの高い悪質な犯罪である飲酒運転が関係する交通事故が14件（前年比－9件）発生し、2人の方が亡くなっていることから、飲酒運転根絶に向けた取組を強力に推進する必要がある。

(1) ながらスマホの根絶

- ア 運転中のスマートフォン等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進
- イ 業務中のながらスマホによる交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

(2) 飲酒運転の根絶

- ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進
- ウ 飲酒運転8（やっ）せん運動の展開
 - ・酒を飲んだら運転しません
 - ・運転するなら酒は飲みません
 - ・酒を飲んだ人には運転させません
 - ・酒を飲んだ人には車は貸しません
 - ・運転する人に酒はすすめません
 - ・酒を飲んだ人の車には同乗しません
 - ・使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしません
 - ・酒を飲んだら自転車も乗りません

(3) 妨害運転等の防止対策

- ア 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
- イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

(4) 夕暮れ時以降の交通事故防止対策

- ア 夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴（日の入り後1時間における横断中の事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の推進
- イ 夕暮れ時におけるライトの早めの点灯を促す取組の推進
- ウ 夜間の対向車や先行車がいらない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- エ 自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進
- オ 3（サン）ライト運動の展開
 - ・夕暮れ時の早めのライト点灯
 - ・原則上向きライト点灯
 - ・トンネル内ライト点灯

(5) 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- ア 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- イ 横断歩道等に歩行者等がいらないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

(6) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
- イ シートベルトの高さや緩みの調整，チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等，正しい使用方法に関する広報啓発の推進
- ウ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進
- エ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進
- オ 全席ベルト着用！！「します・させます運動」の展開
 - ・車を運転するならシートベルトをします
 - ・車に同乗するならシートベルトをします
 - ・子ども（幼児）にはチャイルドシートをさせます
 - ・後部座席を含む全席にシートベルトをさせます

(7) 高齢運転者の交通事故防止対策

- ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発の推進
- イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
- ウ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の広報啓発の推進

- (8) 二輪車の運転者に対する広報啓発
- ア 二輪車の特性（不安定性や死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
 - イ 若年層・中高年層に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進
 - ウ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進～「かごしま自転車条例」の更なる理解促進～

本年6月末現在、自転車乗車用ヘルメット非着用で交通事故に遭い死傷した人は60人（前年比－36人）であり、自転車乗車中の交通事故のうち約9割が自転車側にも法令違反があることから、「かごしま自転車条例」、「自転車安全利用五則」等を周知徹底し、自転車の安全で適正な利用の推進を図る必要がある。

また、特定小型原動機付自転車の関係する交通事故の発生はないものの、今後、利用増加や交通事故の発生が予想されることから、乗車用ヘルメットの着用推進とともに交通ルールの遵守についても周知啓発を図る必要がある。

- (1) 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と新たなルールの周知
- ア 令和8年4月1日から交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されることを踏まえて、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
 - イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進
 - ウ 改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
 - エ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進
- (2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策
- ア 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
 - イ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射用品等の取付けを促す取組の推進
 - ウ 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
 - エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
 - オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

- (3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
- ア シェアリング事業者，販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進
 - イ シェアリング事業者，販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進